

議案第 156 号

世田谷区公告式条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 条例及び規則の公布に伴う区長の署名に代わる措置に係る規定を追加するとともに、条例及び規則の公布並びに区長その他の区の機関の定める規程の公表について、区のホームページに掲載する方法を可能とし、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区公告式条例の一部を改正する条例

世田谷区公告式条例（昭和25年9月世田谷区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（通則）」を付し、同条中「基く」を「基づく」に改める。

第2条に見出しとして「（条例の公布）」を付し、同条第1項中「署名し」を「署名（署名に代わる措置（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第1条に規定する措置をいう。）を含む。）をし」に改め、同条第2項中「、区役所」を「、区のホームページに掲載し、又は区役所」に改める。

第3条に見出しとして「（規則に関する準用）」を付する。

第4条に見出しとして「（規程の公表）」を付し、同条第1項中「外」を「ほか」に、「を公表しようとするとき」を「で公表を要するもの」に、「、公布若しくは公表」を「、公表」に改め、「、区長印をおし」を削り、同条第2項中「規定に、これを」を「規程にこれを」に改める。

第5条を次のように改める。

（その他の規則及び規程の公表）

第5条 第2条の規定は、区の機関（区長を除く。以下同じ。）の定める規則で公表を要するものに、これを準用する。この場合において、同条中「区長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、区の機関の定める規程で公表を要するものに、これを準用する。

この場合において、同条第1項中「区長名」とあるのは、「当該機関名」と読み替えるものとする。

第6条に見出しとして「（施行期日の特例）」を付し、同条中「又は区」を「若しくは区」に、「若しくは」を「又はその他の」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月5日から施行する。